

総行行第 288 号
総基事第 123 号
令和 6 年 7 月 1 日

各都道府県担当部局長 殿
(財産管理担当課、市区町村担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿
(財産管理担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

総務省総合通信基盤局事業政策課長
(公印省略)

地方公共団体の庁舎等における事務事業の遂行のために整備する
屋内用通信基地局の取扱いについて

行政財産は、公用又は公共用に供する財産であることから、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 1 項において私権の設定が制限されていますが、同条第 7 項において、当該財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされています。

これは、あくまで、行政財産の本来の用途又は目的外に使用させる場合に許可が必要であることを定めたものであり、地方公共団体の庁舎等において、専ら地方公共団体の事務、事業の遂行のために使用させる場合には、行政財産の目的外使用には当たらず、よって同項の許可は必要とならないものです。

したがって、例えば、地方公共団体の事務、事業の遂行のために屋内用通信基地局の整備を行う場合(公用端末の通信の用に供する場合のほか、職員及び来庁者が地方公共団体の事務、事業の遂行のために必要な通信の用に供する場合を含む。)についても、行政財産の目的外使用には当たらないものと考えられます。他方、例えば、地方公共団体の事務、事業の遂行以外の目的で屋外用通信基地局を整備する場合等については、行政財産の目的外使用に当たると考えられます。

貴職におかれては、行政財産の目的外使用許可が適切に運用されるよう、十分留意いただくとともに、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知をお願いします。

なお、本通知は、同法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。